



福岡医発第0180号(地)
平成22年 4月17日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義 武
(公印省略)

平成22年度労災診療費算定基準の一部改定について

標記の件につきましては、平成22年4月6日付け福岡医発第0035号(地)にてご連絡申し上げておりましたが、今般、厚生労働省より本通知の内容に関する一部訂正の事務連絡が出されました。

つきましては、4月6日付け福岡医発第0035号(地)にて送付いたしておりました日本医師会作成の別紙①「平成22年度 労災診療費算定基準の一部改定について[主な改定項目]」の3頁「5 リハビリテーションのウ」を下記のとおり訂正、また、添付資料「労災診療費算定基準」の一部改定について(平22.3.31 基発0331第7号 厚生労働省労働基準局長)の2頁目を別紙に差し替え(今回の訂正により下線部分が追加になっています。)をお願いいたします。

記

5 リハビリテーション

ウ 入院中の傷病労働者に対し、訓練室以外の病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした疾患別リハビリテーション(I) 運動器リハビリテーション料(II)を含む。を算定すべきリハビリテーションを行った場合は、ADL加算として1単位につき30点を所定点数に加算して算定できるものとする。

※今回の訂正により下線部分が追加となっています。

小郡三井医師会より

労災担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

4 算定基準の記の1(22)イ、ハ及びニを次のように改める。

「イ 疾患別リハビリテーションについては、健保点数表のリハビリテーションの通則1にかかわらず、次の点数で算定することができるものとする。

(イ) 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ) (1単位)	250点
(ロ) 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ) (1単位)	100点
(ハ) 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) (1単位)	250点
(ニ) 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) (1単位)	200点
(ホ) 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ) (1単位)	100点
(ヘ) 運動器リハビリテーション料(Ⅰ) (1単位)	180点
(ト) 運動器リハビリテーション料(Ⅱ) (1単位)	180点
(チ) 運動器リハビリテーション料(Ⅲ) (1単位)	80点
(リ) 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) (1単位)	180点
(ヌ) 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ) (1単位)	80点

「ハ 入院中の傷病労働者に対し、訓練室以外の病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした疾患別リハビリテーション料(Ⅰ)(運動器リハビリテーション料(Ⅱ)を含む。)を算定すべきリハビリテーションを行った場合は、ADL加算として1単位につき30点を所定点数に加算して算定できるものとする。」

「ニ 健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定における早期リハビリテーション加算については、健保点数表に準じるものとする。

なお、健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定の注3(運動器リハビリテーション料においては注4)については、適用しないものとする。」

5 算定基準の記の1(24)中「1日につき380点」を「精神疾患を主たる傷病とする場合 1日につき760点 その他の疾患の場合 1日につき570点」に改め、イ中「作業療法士」の次に「(以下「医師等」という。)」を加え、ロ中「医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士」を「医師等」に改め、「共同して」の次に「又は医師等がソーシャルワーカー(社会福祉士又は精神保健福祉士に限る。)」と一緒に」を加え、「320点」を「380点」に改め、ロの次に次を加える。

「ハ 精神疾患を主たる傷病とする場合にあっては、医師等に精神保健福祉士を含むものとする。」

6 算定基準の記の1(24)の次に次を加える。

「(25) 精神科職場復帰支援加算 200点

精神科を受診中の者に、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア、精神科作業療法、通院集団精神療法を実施した場合であって、当該患者のプログラムに職場復帰支援のプログラムが含まれている場合に、週に1回算定できるものとする。